

6. 諸経費等

契約に要する収入印紙代、所有権移転登記に要する登録免許税については、契約者（購入者）の負担となります。

7. 所有権移転登記及び土地等の引渡し

土地代金等の完納後 30 日以内に所有権移転登記の手続を田辺市が行い、登記完了後に日時を定めて職員の立会いの上、現地において、土地及び登記済証書の引渡しを行います。

8. 土地の名義変更

土地の引渡しの日から 5 年以内は、土地の名義変更は原則としてできませんが、やむを得ず名義変更の必要が生じた場合は、2 親等以内の方に限り認めます。

9. その他

契約については、「田辺市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」を適用します。

問い合わせ先

〒646-8545

田辺市新屋敷町 1 番地

田辺市役所 別館 農業振興課

TEL 0739-26-9930 FAX 0739-22-9908